自動車修理工場にかかる建築基準法第48条の規定に基づく許可基準の策定に関する意見公募について

自動車修理工場は、建築基準法第48条の規定に基づき用途地域に応じて建築が制限されていますが、特定行政庁が良好な住居の環境等を害するおそれがないと認めて許可した建築物は、建築できることとされています。これまで、平成５年、平成24年、令和元年に発出された技術的助言等を参考にして、個別に認めて建築審査会に諮り同意を得て許可してきたところですが、一定程度の許可実績が積み上がったことから、それらを基に許可基準を策定します。

つきましては、この改正に関する意見を市民の皆様から募集します。

**１　策定する許可基準の概要**

（１）次の各号のすべてに適合すること

ア　用途地域

イ　立地環境

ウ　作業場の面積

エ　臭気対策

オ　交通対策

カ　交通安全対策

キ　夜間における特別の配慮

ク　その他配慮事項

（２）その他

**２　施行予定日**

令和５年10月（予定）

**３　意見公募要領**

■意見公募期間

令和５年８月４日(金)から９月４日(月)まで（必着。郵送の場合は当日消印有効。）

■ご意見の提出方法

別添の意見投稿用紙にご記入の上、以下のいずれかの方法によりご提出をお願いします。

なお、電話でのご意見の提出には対応いたしかねますので、あらかじめご了承ください。

1. 郵送または持参（持参の場合は、平日の8：45～17：15にお願いします。）

〒231-0005 横浜市中区本町６丁目50番地10 　横浜市庁舎25階

　横浜市建築局建築指導部建築企画課

1. ファクシミリ　ＦＡＸ番号：045-550-3568

③ 電子メール　　Ｅメール：[kc-kkikenkoubo@city.yokohama.jp](mailto:kc-kkikenkoubo@city.yokohama.jp)

裏面あり

■問い合わせ先

横浜市建築局建築指導部建築企画課　電話：045-671-2933

■その他

①寄せていただいたご意見と、それに対する横浜市の考えは、横浜市建築局建築指導部建築企画課のホームページで公表します。

②「電話でのご意見の受付」及び「ご意見への個別の回答」は、いたしませんので、あらかじめご了承ください。

③寄せていただいたご意見は、本件の目的以外に使用いたしません。

④御意見の提出に伴い取得したメールアドレス、ＦＡＸ番号等の個人情報は「横浜市個人情報の保護に関する条例」の規定に従い適正に管理し、御意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認の目的に限って利用します。